

○北中城村立体育施設設置及び使用料に関する規則

昭和61年 5月30日教育委員会規則第1号

改正

平成22年 6月22日教育委員会規則第4号

平成22年 6月22日教育委員会規則第4号

平成30年10月22日教育委員会規則第2号

北中城村立体育施設設置及び使用料に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北中城村立体育施設設置及び使用料に関する条例（平成30年条例第10号）第13条の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 北中城村民体育館（以下「体育館」）の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、北中城村教育委員会（以下「教育委員会」）が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第3条 体育館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 毎週火曜日
- (2) 12月29日から1月3日まで
- (3) 教育委員会が必要と認めるときはこれを変更する事ができる。

(使用手続)

第4条 条例により体育館の使用の許可を受けようとする者は、体育館使用許可及び減免申請書（様式第1号及び様式2号。以下「使用（減免）申請書」）を教育委員会に提出しなければならない。

2 通常使用の予約については、利用者が村内在住者にあつては、申込日から2ヶ月先の末日まで予約することができ、村外在住者にあつては、申込日から1ヶ月先の末日まで予約することができる。また使用する日までに使用許可申請を行わなければならない。

3 専用使用については、利用者が村内在住者にあつては、申込日から3ヶ月先の末日まで予約することができ、村外在住者にあつては、申込日から2ヶ月先の末日まで予約することができる。また使用する日の10日前までに使用許可申請を行わなければならない。

(使用期間)

第5条 使用の期間については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 通常使用については、1日の使用について3時間以内とし、予約は原則週1回のみとする。ただし、使用日当日に空きがある場合は申請を追加して使用できる。
- (2) 専用使用については、週3日を超えて許可しない。ただし、教育委員会が認めるときはこの限りではない。

(使用料の減免)

第6条 使用料を減免することができる。ただし、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 北中城村及び教育委員会が主催又は共催する行事のために使用する場合
- (2) 北中城村内の幼小中学校及び児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）に定める村内の保育所が使用する場合
- (3) その他教育委員会が必要と認めるとき。

(使用料の還付)

第7条 使用料の還付は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 天災地変その他不可抗力により利用出来なくなったとき。
- (2) 使用日の10日前までに取りやめを申し出たとき。

(委任)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年6月22日教育委員会規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年6月22日教育委員会規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年10月22日教育委員会規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

第1号様式（第4条関係）

北中城村体育館施設使用許可（減免）申請書

下記のとおり、体育館の使用許可して下さいますよう申請致します。なお、使用においては、許可条件を厳守します。

年 月 日

北中城村教育委員会教育長 様

団体名

住 所

氏 名

印

電 話

使用場所	舞台側	玄関側	両面
使用目的	通常使用	専用（入場料 有 無 ）	内容
区分	学生・一般（ 村内 村外 ）		児童・生徒（ 村内 村外 ）
照明	全点灯	全点灯（300点灯）	半点灯 半点灯（300点灯）
使用日時	年 月 日（ ）	時 分	～ 時 分
	年 月 日（ ）	時 分	～ 時 分
	年 月 日（ ）	時 分	～ 時 分
	年 月 日（ ）	時 分	～ 時 分
	年 月 日（ ）	時 分	～ 時 分
使用人員 （見込）	人	照 明 使用時間	合 計 時 間 分 使用について、常時使用料が発生します。
そ の 他 事 項 減免事由等			

下記の欄は記入しないで下さい。

<p>北中城村体育館施設使用許可書</p> <p>年 月 日</p> <p>下記のとおり使用を（許可・不許可・減免）する。</p> <p style="text-align: center;">北中城村教育委員会教育長</p>
<p>使用料合計 _____ 円（内 施設使用料 _____ 円 照明使用料 _____ 円）</p>

【許可条件】

1. 使用の際には許可書を管理指導員に提示し、その指示を受けること。
 2. 利用中は管理指導員の指示にはすべて従うこと。
 3. 申請の使用目的以外の使用は禁止する。
 4. 使用後の整備、清掃は使用者が行い、ゴミ等は持ち帰ること。
 5. 許可を受けずに火気を使用しないこと。
 6. 施設をき損し又は滅失したときは直ちに教育長に報告し、原形に復し又はその損害を賠償すること。
 7. 次のいずれかに該当するときは、使用を取り消すこともあります。
 - ア. 許可の条件又は教育長の指示に従わないとき。
 - イ. 村並びに教育委員会の事業に供する必要が生じた場合。
 - ウ. 施設管理上の支障がある場合。
- ※注1 上記イ及びウにより施設が利用出来ない場合に限り、使用料の返還及び後日の振替日に充てることができる。

第2号様式（第4条関係）

第2号様式（第4条関係）

北中城村体育館施設使用許可（減免）申請書（専用使用）

下記のとおり、体育館の使用許可して下さいますよう申請致します。なお、使用においては、許可条件を厳守します。

年 月 日

北中城村教育委員会教育長 様

団体名

住 所

氏 名

印

電 話

使用場所	舞台側	玄関側	両面
使用目的	専用（入場料 有 無 ） 内容		
区分	学生・一般（ 村内 村外 ）		児童・生徒（ 村内 村外 ）
照明	全点灯	全点灯（300点灯）	半点灯 半点灯（300点灯）
使用日時	年 月 日（ ）	時 分	～ 時 分
	年 月 日（ ）	時 分	～ 時 分
	年 月 日（ ）	時 分	～ 時 分
	年 月 日（ ）	時 分	～ 時 分
	年 月 日（ ）	時 分	～ 時 分
使用人員 （見込）	人	照 明 使用時間	合 計 時 間 分 使用について、常時使用料が発生します。
そ の 他 事 項 減免事由等			

下記の欄は記入しないで下さい。

北中城村体育館施設使用許可書				
年 月 日				
下記のとおり使用及び使用料を（許可・不許可・減免）する。				
北中城村教育委員会教育長 印				
使用料合計 _____ 円（内 施設使用料 _____ 円 照明使用料 _____ 円）				
決裁	教育長	課 長	係 長	係

【許可条件】

1. 使用の際には許可書を管理指導員に提示し、その指示を受けること。
 2. 利用中は管理指導員の指示にはすべて従うこと。
 3. 申請の使用目的以外の使用は禁止する。
 4. 使用後の整備、清掃は使用者が行い、ゴミ等は持ち帰ること。
 5. 許可を受けないで火気を使用しないこと。
 6. 施設をき損し又は滅失したときは直ちに教育長に報告し、原形に復し又はその損害を賠償すること。
 7. 次のいずれかに該当するときは、使用を取り消すこともあります。
 - ア. 許可の条件又は教育長の指示に従わないとき。
 - イ. 村並びに教育委員会の事業に供する必要が生じた場合。
 - ウ. 施設管理上の支障がある場合。
- ※注1 上記イ及びウにより施設が利用出来ない場合に限り、使用料の返還及び後日の振替日に充てることができる。